

発議第 19 号

指定廃棄物の長期管理施設の早期確保を求める意見書について
上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年10月2日提出

提出者

流山市議会議員 渡辺 仁二

賛成者

流山市議会議員	小沢	えみり
〃	川本	大岳
〃	石原	修治
〃	笠原	久恵
〃	中川	弘
〃	青野	直

指定廃棄物の長期管理施設の早期確保を求める意見書

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により高濃度の放射性物質を含む廃棄物や焼却灰等が発生した。放射性物質汚染対処特別措置法では、放射性セシウムの放射能濃度が1キログラム当たり8,000ベクレルを超過する指定廃棄物は、国が責任をもって処理するものとしているが、10年以上が経過しても582トンが流山市クリーンセンター内において一時保管され続けている。

こうした中、27年4月には、国から千葉県内の長期管理施設の詳細調査候補地が示されたものの、その後進展はなく、指定廃棄物の一時保管の解消への道筋が見通せない状況である。

本市において一時保管されている焼却灰等の指定廃棄物の取り扱いが明確にされていないことは、安全性について担保されているとは言え、地元住民の大きな不安要素となっている。

よって、本市議会は国に対し、市民の安全と安心を守る観点から逼迫した状況を十分に認識のうえ、速やかに指定廃棄物に係る問題に対処するよう、早急に千葉県内1か所とする集約管理の方針に基づき、指定廃棄物の長期管理施設を確保することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月2日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
環境大臣	様

千葉県流山市議会

発議第 20 号

核兵器のない社会の実現に向けた取り組みを求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年10月2日提出

提出者

流山市議会議員 乾 えり

賛成者

流山市議会議員 高橋 あきら

// 植田 和子

// おだぎり たかし

核兵器のない社会の実現に向けた取り組みを求める意見書

広島及び長崎への原爆投下から今年79年目を迎える。瞬時に、広範な地域で、壊滅的な人的被害を発生させた被爆体験は、核兵器の使用が人類を滅亡へと導くことを明確に示した。

核兵器禁止条約は、2017年国連総会で承認され、2021年1月発効し、今年1月時点で93か国・地域が条約に署名し、70か国・地域が条約を批准している。また2023年度、広島平和記念資料館の訪問者は約200万人と過去最多を数え、40年以上にわたって核兵器廃絶を求めてきた平和首長会議への加盟都市は、世界8,400都市にも広がるなど、核兵器廃絶への希求は強く拡大している。

いっぽう現下の国際情勢では、核兵器が「条件次第で使える兵器」へとその評価が激変している。国連事務総長も「核戦争のリスクはこの数十年で最高レベルにある」と発言しており、極めて遺憾な事態である。今こそ、核戦力強化や核抑止、軍拡競争を肯定的に捉えることを直ちにやめ、核軍縮・不拡散措置を確実に進展させる誠実な取り組みが待たなしである。

そこで、2025年3月に開催が予定されている第3回核兵器禁止条約締約国会議に、日本政府及び関係者がオブザーバー参加するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年10月2日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
外務大臣	様
内閣官房長官	様

千葉県流山市議会

発議第 21 号

介護保険証とマイナンバーカードの連携に反対する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年10月2日提出

提出者

流山市議会議員 植田 和子

賛成者

流山市議会議員 乾 えり

// 高橋 あきら

// おだぎり たかし

介護保険証とマイナンバーカードの連携に反対する意見書

介護保険証は、65歳以上の第1号被保険者全員と、40～64歳の第2号被保険者で、介護が必要な人らが所持しており、今年4月末時点で全国、約3600万人となっている。

厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会では、今年7月、紙で交付されてきた介護保険証のペーパーレス化として、介護情報のデータ基盤整備に合わせマイナンバーカードとの連携を図る方向で議論していることが報道された。

紙の医療保険証が、法令違反を強く懸念されながらも、いわゆる「マイナ保険証」へ一本化された経過を踏まえれば、現行の紙の介護保険証とマイナンバーカードの連携は、将来的な一本化・使用義務化を高齢者に強制しかねない。また認知症の高齢者らを対象にした暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの導入は、本人確認方法やカードの悪用防止策のリスクが高まる。さらに各介護サービス提供事業者にとっても、情報管理の負担が重くなり、情報漏えいのリスクが心配される。

そこで、政府及び関係機関に対し、介護保険証とマイナンバーカードは連携しないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年10月2日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
厚生労働大臣	様
内閣官房長官	様

千葉県流山市議会

発議第 22 号

選択的夫婦別姓制度の導入に向けた国会審議を求める意見書に
ついて

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年10月2日提出

提出者

流山市議会議員 植田 和子

賛成者

流山市議会議員 乾 えり

// 高橋 あきら

// おだぎり たかし

選択的夫婦別姓制度の導入に向けた国会審議を求める意見書

近年、家族の多様化が進む中、旧姓を通称使用する人や事実婚を選択するカップルも少なくない。また、改姓によってこれまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や、結婚を諦める例など、不利益を被る例が社会的にクローズアップされている。

今年4月、NHK世論調査では選択的夫婦別姓制度の導入に「賛成」62%となり、「反対」27%の2倍以上となった。また60代以下の年代はいずれも「賛成」が70%台に達するなど、夫婦がそれぞれ結婚前の姓を名乗ることを希望する意見が年々大きくなっている。

さらに6月には、経団連として初めて選択的夫婦別姓の導入を求める提言をとりまとめたほか、経済同友会や全国女性税理士連盟などの経済団体も法制化を求める国会内集会を開催し、与野党を越えた大きなうねりになりつつある。

よって国会及び政府においては、選択的夫婦別姓制度の導入に向けた国会での議論を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年10月2日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
総務大臣	様
内閣官房長官	様

千葉県流山市議会

発議第 23 号

予期せぬ妊娠等の防止と女性の心身等へ配慮した取り組みの拡大
を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規
定により提出します。

令和6年10月2日提出

提出者

流山市議会議員 おだぎり たかし

賛成者

流山市議会議員 乾 えり

// 高橋 あきら

// 植田 和子

予期せぬ妊娠等の防止と女性の心身等へ配慮した取り組みの拡大を求める意見書

予期せぬ妊娠の急増、人工中絶が10代にも大きく広がる下で、予期せぬ妊娠等を防止し、女性の心身等へ配慮した取り組みを求める世論と運動が大きく広がっている。

「緊急避妊薬」は、避妊の失敗や、性暴力などによる意図しない妊娠を防ぐための薬で、性行為から72時間以内に服用すれば、高い確率で妊娠を防ぐことが世界的にも示され、実績を残している。

いっぽう国内では、人工妊娠中絶薬の使用には、様々なハードルが設けられており、「性売買被害者や性的DV・虐待被害者の女性・少女は中絶を望んでも入院できない」、「経済的理由や受診できないなどの事情で薬を入手すらできない」との声がいまだに聞かれている。

当市議会では、2021年第3回定例会で意見書を可決し、厚生労働省も23年11月から全国145薬局での試験販売を始めた。また、緊急避妊に係る診療が可能な産婦人科医療機関等を全国で発表し、千葉県内では流山市内3施設を含む102施設となっている。

引き続き、予期せぬ妊娠等の防止と女性の心身等へ配慮した取り組みを後押し、拡大するため、以下のことを政府等に要望する。

記

- 1 予期せぬ妊娠で悩んでいる若者の相談窓口や、緊急避妊薬を含む各種避妊法の最新情報や効果等の周知をさらに広げること。
 - 2 試験販売後のアンケートでは、利用者の8割が今後の薬局利用を希望するいっぽう、緊急避妊薬を希望しながらも購入できなかった方が75%にのぼることから、調査協力薬局を増やすとともに、処方箋なし・低額での薬局販売が実現できるよう取り組みを広げること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年10月2日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
厚生労働大臣	様
内閣官房長官	様

千葉県流山市議会

発議第 24 号

全国一律の子ども医療費助成制度の創設等を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年10月2日提出

提出者

流山市議会議員 高橋 あきら

賛成者

流山市議会議員 乾 えり

// 植田 和子

// おだぎり たかし

全国一律の子ども医療費助成制度の創設等を求める意見書

少子化や核家族化に加え、コロナ禍や不安定な世界情勢の中で、安心して子育てができる環境づくりは大きな課題となっている。

これに対し、全国全ての自治体は子どもの医療費助成を創設・実施し、次世代を担う子どもたちの健康を社会全体で支える仕組みを構築している。また保護者の経済的負担の軽減に直接つながり、人口減少対策としても極めて重要な役割を果たしてきた。

いっぽう、制度維持には各自治体の単独事業として、多額の一般財源が投じられているため、全国の自治体間で、助成対象年齢や、所得制限等の助成を受けられる条件、患者の自己負担や支払方法に差異が生じている。

「異次元の少子化対策」を政府が掲げるといふなら、国内のどこに住んでいても、等しく安心して子どもを産み育てることを保障することが国の責務である。

よって、関係機関に以下のことを強く求める。

記

- 1 国の責任において、全国一律の子ども医療費助成の制度を創設するよう求める。
 - 2 自治体の窓口負担を促し、新たなペナルティを自治体へ課す「子どもの医療の医療費適正化等に資する取組（通知）」を撤回すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年10月2日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
厚生労働大臣	様
内閣府特命担当大臣 (こども政策・少子化対策)	様

千葉県流山市議会

発議第 25 号

フリースクールに通う児童生徒への学費補助等を求める意見書
について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年10月2日提出

提出者

流山市議会議員 おだぎり たかし

賛成者

流山市議会議員 乾 えり

// 高橋 あきら

// 植田 和子

フリースクールに通う児童生徒への学費補助等を求める意見書

国は、2016年12月施行された「教育機会確保法」で、不登校の児童生徒を自治体が支援することを明記した。加えて、フリースクール等の公的支援について「国や自治体に環境整備を求める」とした。

しかし2023年10月、文部科学省が公表した小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は、約29万9千人（前年度比約5.4万人増加）となり、10年連続で増加となった。

千葉県では、「不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例」が2023年4月から施行され、具体的施策への普及・充実に期待が高まっている。また本市教育委員会としてもフリースクールについて「不登校の児童生徒の学びの機会を保障し、社会的自立を目指す場として重要な役割を果たしている」と議会答弁で評価している。

そこで、市内の児童生徒をはじめ、全国・全県的に広がっているフリースクールを利用する際の学費補助等の制度創設を関係機関に対し強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年10月2日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
財務大臣	様
文部科学大臣	様
内閣官房長官	様
千葉県知事	様

千葉県流山市議会

発議第 26 号

マイナンバー制度見直しに関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年10月2日提出

提出者

流山市議会議員 清水 大

賛成者

流山市議会議員 森田 洋一

// 楠山 栄子

マイナンバー制度見直しに関する意見書

平成25年に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布され、平成28年1月1日よりマイナンバー制度が導入された。マイナンバー制度は、行政の効率化を図り、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として位置づけられている。

現在、日本においては「日米デジタル貿易協定」により、GAFAMなどの巨大プラットフォーム企業に有利な規定がTPPを強化する形で定められており、「国境を越えるデータ(個人情報を含む)の自由な移転」「コンピュータ関連設備の国内設置要求の禁止」などのルールが設定されている。

このような状況にもかかわらず、国や地方自治体で使用されているサーバーは、Amazon、Google、Microsoft、Oracleといったアメリカの民間企業に委託管理されており、日本国民の機密情報が閲覧・分析されるリスクをはらんでいる。

また、平成29年から本格的に運用が始まったマイナンバーカードにおいては、度重なる誤登録が発覚し、政府がデータの登録について総点検を実施する事態に至った。

精査の結果、他人の情報が誤って紐付けられたケースが、総点検前に先行実施した分を含め、計1万5951件に達した。これを受け、政府の個人情報保護委員会がデジタル庁やシステムを運用する企業、幾つかの地方自治体に行政指導を行っている。

それにとどまらず、国税庁や特殊法人から入力業務等を委託された業者や、その再委託先が個人情報を漏洩してしまった事例、また、マイナンバーを扱う民間企業においても管理が行き届かず、個人情報を漏洩してしまっているケースが報告されている。

以上のように、マイナンバー制度はあらゆる個人情報を政府が一元管理する制度であり、厳格な取り扱いやプライバシー保護について極めて慎重に対応する必要がある。しかし、マイナンバーカードについては、立法事実がない任意のサービスであり、国がその発行に対して、責任を負わない状況となっている。

個人情報管理においては、このような深刻な問題が存在するため、速やかに抜本的な見直しを求めるものである。

本議会は政府及び国会に対し、下記の事項を要望する。

記

- 1 国や地方自治体で使用するサーバーの開発・運用については、日本国内の企業に委託すること。
- 2 マイナンバーカードについては、法律に基づく裏付けを持ち、運転免許証と同様に公務員等が立ち会い、厳格に発行・管理を行い、個人情報漏洩や、なりすましの防止を徹底すること。
- 3 マイナンバーやそれに紐づけられている自分の情報については、いつ、どこで、だれが、何の目的のために閲覧したか、全ての履歴を確認できる仕組みを構築すること。
- 4 マイナンバーカードや各種サービスの紐付け等、強制的なデジタル移行は行わず、必ず代替手段を用意し、現行の手段が今以上に不便にならないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月2日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
デジタル大臣	様

千葉県流山市議会